



発行 新潟県

第51号

令和8年7月3日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 584 救急病院等の告示(地域医療政策課)
- 585 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 586 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の更新(障害福祉課)
- 587 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 588 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 589 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 590 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 591 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 592 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 593 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 594 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 595 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 596 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)
- 597 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 598 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 599 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 600 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 601 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 602 土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 603 道路の区域変更(道路管理課)
- 604 道路の供用開始(道路管理課)

公告

一般競争入札の実施(警察本部会計課)

病院局告示

- 3 公金の収納事務の委託(病院局経営企画課)
- 4 公金の収納事務の委託(病院局経営企画課)
- 5 新潟県病院局財務規程による指定代理納付者の指定(病院局経営企画課)

正誤

令和8年4月3日県報第25号270号中(農村環境課)

告示

◎新潟県告示第584号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条に規定する救急病院である。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 新潟脳外科病院
- 2 所在地 新潟市西区山田3057番地
- 3 有効期間 令和8年10月1日から
令和11年9月30日まで

◎新潟県告示第585号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	指定年月日
共栄堂薬局みつげ新町店	見附市新町2丁目5番38号	精神通院医療	/	令和8年7月1日

◎新潟県告示第586号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人社団坂内小児科医院	三条市南新保1-3	精神通院医療	/	令和8年7月1日
オレンジ調剤薬局	長岡市上岩井6809	精神通院医療	/	令和8年7月1日
さくら薬局 赤泊	佐渡市赤泊61	精神通院医療	/	令和8年7月1日
いわしや薬局	上越市本町3-2-24	精神通院医療	/	令和8年7月1日
あかり調剤薬局	新発田市中央町4丁目11番23号2	精神通院医療	/	令和8年7月1日
クスリのアオキ半田薬局	柏崎市半田2丁目6番23号	精神通院医療	/	令和8年7月1日
小出病院訪問看護・リハビリステーションさくら	魚沼市日渡新田34番地	精神通院医療	/	令和8年7月1日

◎新潟県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	指定年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会けいなん総合病院	妙高市田町2丁目4番7号	更生医療	腎臓に関する医療	令和8年7月1日
共栄堂薬局みつけ新町店	見附市新町2丁目5番7-1号	育成医療・更生医療	—	令和8年7月1日

◎新潟県告示第588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関の指定を次のとおり更新した。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人社団 渡辺内科医院	上越市幸町14-9	育成医療・更生医療	腎臓に関する医療	令和8年7月1日
アイ内科クリニック	長岡市城内町1-611-1 CoCoLo長岡2階	育成医療・更生医療	腎臓に関する医療	令和8年7月1日
あかり調剤薬局	新発田市中央町4丁目11番23号2	育成医療・更生医療	—	令和8年7月1日
みなみ調剤薬局三条店	三条市本町2丁目8-19	育成医療・更生医療	—	令和8年7月1日
ケンユウ金塚薬局	新発田市下小中山392-20	育成医療・更生医療	—	令和8年7月1日
クスリのアオキ半田薬局	柏崎市半田二丁目6番23号	育成医療・更生医療	—	令和8年7月1日
オレンジ調剤薬局	長岡市上岩井6809	育成医療・更生医療	—	令和8年7月1日

◎新潟県告示第589号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代1丁目6番1号
有限会社ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地
新潟大学生協同組合	新潟市西区五十嵐二の町8050
株式会社D I Palette	新潟市中央区和合町2丁目4番18号

株式会社ワイエムビー	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階
公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル5階
有限会社新潟市民映画館	新潟市中央区八千代2丁目1番1号
株式会社新潟日报社	新潟市中央区万代3丁目1番1号
公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号
一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26
株式会社新潟放送	新潟市中央区川岸町3丁目18番地
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「大どろぼうの家」前売観覧券観覧料)
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年6月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年6月25日

◎新潟県告示第590号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社NK S コーポレーション新潟支店	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「大どろぼうの家」前売観覧券観覧料)
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年8月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年6月25日

◎新潟県告示第591号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区二番町8番地8

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「大どろぼうの家」前売観覧券観覧料)
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年12月3日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年6月25日

◎新潟県告示第592号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟日報みらいリンク株式会社	新潟市中央区万代3丁目1番1号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立万代島美術館観覧料徴収事務(「大どろぼうの家」前売観覧券観覧料)
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年9月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年6月25日

◎新潟県告示第593号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟日報みらいリンク株式会社	新潟市中央区万代3丁目1番1号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立近代美術館観覧料徴収事務(「きもののヒミツ 友禅のうまれるところ—京都 千總コレクションを中心に—」前売観覧券観覧料)
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月26日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年6月25日

◎新潟県告示第594号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託し

たので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代1丁目6番1号
有限会社新潟市民映画館	新潟市中央区八千代2丁目1番1号
株式会社新潟日报社	新潟市中央区万代3丁目1番1号
公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中心町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階
公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター	燕市大曲3015番地
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号
長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3
一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26
株式会社NK S コーポレーション新潟支店	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務(「きもののヒミツ 友禅のうまれるところ—京都 千總コレクションを中心に—」前売観覧券観覧料)

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年2月1日

4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和8年6月25日

◎新潟県告示第595号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したたので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区二番町8番地8

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務(「きもののヒミツ 友禅のうまれるところ—京都 千總コレクションを中心に—」)

一」前売観覧券観覧料)

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年12月3日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年6月25日

◎新潟県告示第596号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社テレビ新潟放送網	新潟市中央区新光町1番地11

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
県立近代美術館観覧料徴収事務(「きもののヒミツ 友禅のうまれるところ—京都 千總コレクションを中心に—」前売観覧券観覧料)
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年6月22日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年6月25日

◎新潟県告示第597号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
小千谷市大字東吉谷字前田甲546番5	田	18
小千谷市大字東吉谷字的場甲1208番1	田	1,265
小千谷市大字東吉谷字的場甲1209番1	田	271
小千谷市大字西吉谷字前田甲554番4	田	143
小千谷市大字西吉谷字前田甲556番1	田	920
小千谷市大字西吉谷字前田甲557番1	田	823
小千谷市大字西吉谷字前田甲563番	田	1,034
小千谷市大字西吉谷字前田甲564番	田	740
小千谷市大字西吉谷字前田甲565番1	田	1,305
小千谷市大字西吉谷字前田甲571番	田	287

- 2 利用権の内容
水稻栽培
- 3 利用権の始期及び存続期間
令和8年9月
5年
- 4 貸借に相当する補償金の額
226,735円
- 5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第598号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南魚沼市上十日町字法道436-1	田	393
南魚沼市塩沢字樋渡496-3	田	591
南魚沼市上十日町字長田292-3	田	581
南魚沼市上十日町字長田303	田	1,047
南魚沼市上十日町字法道411-1	田	482
南魚沼市上十日町字武台530-1	田	767
南魚沼市上十日町字武台536-1	田	766
南魚沼市上十日町字武台536-2	田	790

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年9月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

269,370円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第599号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
妙高市大字十日市字上櫓田450番	田	3,514
妙高市大字十日市字七日市705番	田	1,450

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年9月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

234,510円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局上越支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第600号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
見附市杉澤町字五十刈177番	田	485
見附市杉澤町字五十刈226番	田	2,000

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和8年9月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

123,570円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟県方法務局長岡支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、阿賀野市の阿賀野川土地改良区の定款の変更を令和8年6月23日認可した。

令和8年7月3日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営久之木地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年7月6日から令和8年8月3日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柴倉津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町大倉字柏木乙656番から	新	8.9～185.8メートル	132.2メートル
同郡同町大倉字柏木乙656番まで	旧	8.0～15.0メートル	133.0メートル

◎新潟県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 柴倉津川線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町大倉字柏木乙656番から同郡同町大倉字柏木乙656番まで
- 3 供用開始の期日 令和8年7月3日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県警察ネットワークシステム接続端末用ソフトウェアライセンスの調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年7月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県警察ネットワークシステム接続端末用ソフトウェアライセンスの調達
 - (2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等
入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に関する必要事項を示す（入札説明書の交付を含む。）期間、場所及び問合せ先
 - (1) 期間
本公告の日から令和8年8月10日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所
新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係
なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部会計課契約調度係
電話番号 025-285-1830 (直通)

イ 仕様に係るもの

郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係
電話番号 025-285-0110 内線2442

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の各項に該当しない者であること。
- (2) 本案件に係る競争入札参加資格確認申請書等を提出した日から本案件の入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- (3) 本案件の入札日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。
- (4) 5年以内に本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入実績等があることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 本公告の日から令和8年8月10日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部警務部情報技術企画課システム運用係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和8年8月20日(木)午後1時以降に2(3)イへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月27日(木)午前10時00分
- (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

6 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書にした上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便

(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書し、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を令和8年8月26日(水)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

9 契約保証金

入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は、認めない。

10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(4) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(5) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 本公告に定めるもののほか、本件の入札及び調達契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature of the products or services to be procured:

Software License Agreement for Connecting Devices to the Niigata Prefectural Police Network System

(2) Date, time and place for the bid execution:

Date: Thursday, August 27, 2026

Time: 10:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room,

Niigata Prefectural Police Headquarters Building

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan

(3) For more information, please contact the following divisions in Japanese:

For contract procedures:

Accounting Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-1830 (Direct)

For technical specifications:

Information Technology Planning Division, Police Administration Department,

Niigata Prefectural Police Headquarters

Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553

Phone: 025-285-0110 Extension 2442

病院局告示

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第9条の3の規定により、指定公金事務取扱者を指定し、また財務規程第44条の2の規定により、指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので告示する。

令和8年7月3日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 指定公金事務取扱者に委託した公金事務

(1) 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務

(2) 新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立坂町病院及び旧新潟県立リウマチセンターにおける診療費等の収納事務

2 指定公金事務取扱者の住所及び名称

(1) 新潟市中央区下所島2丁目8番14号

株式会社YARUSHIKA

(2) ア 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブーンイレブン・ジャパン

イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

ウ 東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

エ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

山崎製パン株式会社

オ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ミニストップ株式会社

カ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

キ 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

- 株式会社セイコーマート
- ク 東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
- ケ 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第9条の3の規定により、指定公金事務取扱者を指定し、また財務規程第44条の2の規定により、指定公金事務取扱者を公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので告示する。

令和8年7月3日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

- 1 指定公金事務取扱者に委託した公金事務
新潟県立病院における診療費等未収金収納事務
- 2 指定公金事務取扱者の住所及び名称
東京都中央区日本橋3丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階
弁護士法人ライズ総合法律事務所
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

◎新潟県病院局告示第5号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第9条の2の規定により、指定納付受託者に指定したので告示する。

令和8年7月3日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

- 1 指定した事務
新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立まつだい診療センター、新潟県立柿崎病院、新潟県立十日町病院、新潟県立精神医療センター、新潟県立津川病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立坂町病院において、納入義務者の委託を受けて診療費等の収入を納付する事務
- 2 指定納付受託者の住所及び名称
 - (1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
 - (2) 東京都港区南青山5丁目1番22号
株式会社ジェーシービー
- 3 指定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

正 誤

令和8年4月3日付け新潟県告示第270号（令和7年度地籍調査事業計画の変更）
7ページの

十日町市	十日町市の八箇第3計画区・八箇第4計画区・八箇第5計画区及び八箇第6計画区	令和9年3月31日まで
------	---------------------------------------	-------------

は、

十日町市	十日町市の八箇第3計画区・八箇第4計画区・松代第5計画区及び松代第6計画区	令和9年3月31日まで
------	---------------------------------------	-------------

の誤り。